

週刊 鈴木会計 F A X 通信

鈴木恒夫税理士事務所からのお役立ち情報

〒312-0033 ひたちなか市市毛1253-3
TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500
URL : <http://www.szk-accounting.jp>

発行日2018年11月26日(月)

今週のことば

2025年大阪万博

2025年の万博開催地が大阪に決定。日本開催は愛知万博以来で、大阪は55年ぶり2回目。5月3日から185日間、大阪湾の人工島・夢洲(ゆめしま)で開催予定。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/26(月) 仏滅

27(火) 大安

28(水) 赤口 税関記念日

29(木) 先勝

30(金) 友引 所得税予定納税額第2期分の納期、月末時の税務など

12/ 1(土) 先負 4K8Kの衛星実用放送が開始

2(日) 仏滅 福岡国際マラソン

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/19(月)	21,821 ▲141	112.74 ▲0.55
20(火)	21,583 ▼238	112.51 ▲0.23
21(水)	21,508 ▼75	112.86 ▼0.35
22(木)	21,647 ▲139	113.01 ▼0.15
23(金)	勤労感謝の日	

相続法改正の施行期日が決定

今年7月に成立した民法等(相続法)改正について、施行期日が政令で定められました。

◆ 来年1月から段階的に施行される改正法

相続法が約40年ぶりに大幅に見直され、配偶者居住権の新設をはじめ、遺産分割や遺言制度に関する見直しなど、多岐にわたる改正が実施されます。

改正法の施行期日は原則として、31年(2019年)7月1日ですが、一部の規定は施行期日が異なり、以下のように段階的に施行されます。

◎自筆証書遺言の方式緩和(31年1月13日)……自筆証書遺言を作成する際、添付する財産目録は自書でなくてもよいものとされ、パソコンで作成した目録や通帳のコピー等の添付が可能になります。◎原則的な施行(31年7月1日)……相続された預貯金債権について、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度の創設や、相続人以外の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合、相続人に対して金銭請求ができる制度の創設のほか、遺留分制度や相続の効力等に関する見直しなどが行われます。◎配偶者居住権の新設(32年4月1日)……配偶者が相続開始時に被相続人の建物に住んでいた場合、遺産分割が終了するまでの間(最低でも6ヵ月間)は建物を無償で使用できる権利(配偶者短期居住権)や、配偶者に終身または一定期間、建物の使用を認める権利(配偶者居住権)が新設されます。◎法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(32年7月10日)……自筆証書遺言に係る遺言書は現状、自宅で保管するケースが多く、紛失や相続人による隠匿、改ざんなどのおそれがありますが、法務局において保管できるようになります。

■この記事の詳細は、情報BOX201545

固定資産税特例、約1万4千件の計画を認定

今年6月に施行された生産性向上特別措置法では、中小企業者が「先端設備等導入計画」を策定し、所在する市区町村から認定を受けた場合に、取得設備の固定資産税を3年間ゼロ~1/2(自治体が定める割合)に軽減する措置が導入され、多くの自治体がゼロとする措置を講じています。

計画の認定は9月末時点で、1580自治体(うち1566自治体が固定資産税ゼロ)が14282件を認定し、認定計画に盛り込まれた設備等の合計は37148台、約3564億円となっています。

なお、同措置を利用するためには、対象設備を取得する前に計画の認定を受けることが必須となりますので、ご注意ください。

仮想通貨取引に係る申告手続きの簡便化

仮想通貨の取引をした方に対して、交換業者から記載内容を統一した「年間取引報告書」が交付されることになりました。

その報告書に記載されている年間取引の総額等を国税庁HPにある「仮想通貨の計算書」に入力することで、申告に必要な所得金額等が自動計算されるため、仮想通貨取引に係る申告が従来より簡単に行えるようになります。

★11月30日(金)は、所得税予定納税第2期分の納付期限。振替納税の方は預貯金残高の確認を。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

相続法改正の概要と施行期日

◆相続法改正の施行期日

民法のうち相続法の分野について、約40年ぶりの大幅な見直しとなる「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が平成30年7月6日に成立し、同年7月13日に公布された。

改正法の施行期日は、原則として平成31年（2019年）7月1日だが、一部の規定は施行期日が異なり、以下のとおりとなる。

- (1) 自筆証書遺言の方式を緩和する方策：平成31年（2019年）1月13日
- (2) 原則的な施行期日：平成31年（2019年）7月1日
- (3) 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等：平成32年（2020年）4月1日
- (4) 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設：平成32年（2020年）7月10日

◆施行期日ごとの改正法の概要

(1) 自筆証書遺言の方式を緩和する方策（平成31年（2019年）1月13日施行）

・自筆証書遺言を作成する場合は現行、全文を自書する必要があるため、遺言書に添付する財産目録も全文自書しなければならないが、方式を緩和して財産目録については自書でなくてもよいものとされ、目録をパソコン等で作成したり、通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付することができるようになる。

・偽造防止のため、財産目録の各頁に署名押印が必要。

(2) 原則的な施行期日の主な改正（平成31年（2019年）7月1日施行）

・長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための施策として、結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して自宅の遺贈または贈与がされた場合には、民法第903条第3項の持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要とする（特別受益として扱わずに計算できる）。

・遺産分割前の払戻し制度の創設により、相続された預貯金債権のうち一定額（150万円が限度）は、家庭裁判所の判断を経ずに金融機関で払戻しができるようにする。

・相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができる制度を創設する。

・遺留分制度に関する見直しにより、遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行の規律を見直し、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができるようにする。

・相続の効力等に関する見直しにより、特定財産承継遺言等により承継された財産について、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができることとされている現行法の規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないことにする。

(3) 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設等（平成32年（2020年）4月1日施行）

・配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合に、遺産の分割がされるまでの一定期間、その建物に無償で住み続けることができる権利（配偶者短期居住権）を新設する。

・配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることにする。

(4) 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設（平成32年（2020年）7月10日施行）

・法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管できる制度を創設する。

・遺言者の生存中は、遺言者に限り保管した遺言書の閲覧請求や、保管申請の撤回ができる。

・相続人等は、遺言者の死亡後、遺言書の写しの交付請求及び遺言書原本の閲覧請求が可能となり、この際、相続人の一人が遺言書の写しの交付・閲覧をした場合は、遺言書保管官から他の相続人、受遺者及び遺言執行者に対して、遺言書が保管されている旨が通知される。

・法務局に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認の手続きが不要となる。